

定例会議の開催状況

- 1 日時 令和7年7月2日（水）午後1時35分～午後3時20分
- 2 出席者 斎藤委員長、櫻井委員、和田委員、逸見委員、山田委員
本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、
警備部長、情報通信部長、警察学校長、首席監察官、組織犯罪対策本
部長
説明補助者
公安委員会事務室長、けいさつ相談室長、監察官室長、交通企画課長、
交通指導課長、交通聴聞官、運転免許センターセンター長補佐、警備
対策管理官
- 3 議題事項
 - (1) 苦情申出に対する対応方針等について
けいさつ相談室長から、苦情申出に対する対応方針等について説明があり、
審議の結果、対応方針等に基づき対応することを決定した。
 - (2) 民事調停事件の処理方針について
監察官室長から、民事調停事件の処理方針について説明があり、審議の結果、
原案どおり処理することとした。

委員から、「事実関係を精査し、対応いただきたい。」旨の発言があった。
 - (3) 新潟県交通安全活動推進センターの代表者の氏名の変更の公示について
交通企画課長から、「新潟県交通安全活動推進センターから代表者の氏名を変
更する旨の届出があり、交通安全活動推進センターに関する規則に届出があっ
たときには公安委員会は公示をすることが規定されていることから、新潟県交
通安全活動推進センターの代表者の氏名の変更を公示したい。」旨の説明があ
り、審議の結果、原案どおり決定した。
 - (4) 放置違反金納付命令に係る車両の使用制限処分について
交通指導課長から、放置違反金納付命令に係る車両の使用制限対象事案につ
いて、事案の内容及び聴聞結果等の説明があり、審議の結果、原案どおり使用
制限処分を決定した。
 - (5) 運転免許関係の意見聴取等について
交通聴聞官から、運転免許取消対象事案20件について、事案内容及び意見聴
取等結果の説明があり、審議の結果、取消し20件の行政処分を決定した。
 - (6) 警察職員等の援助要求について
警備対策管理官から、「石破総理大臣来県に伴う警護に万全を期すため、警察

法第60条に基づく警察職員等の援助要求を行いたい。」旨の説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

4 報告事項

(1) 公安委員会宛て審査請求の受理について

公安委員会事務室長から、公安委員会宛てに提出された運転免許取消処分に対する審査請求について、報告があった。

(2) 警察庁長官表彰（警察協力章）の受章について

首席監察官から、警察庁長官表彰の受章について、資料に基づき報告があった。

委員から、「多年にわたり警察活動に協力していただいた受章者に感謝申し上げる。」旨の発言があった。

(3) 大麻施用事実での本県初逮捕について

組織犯罪対策本部長から、大麻施用事実での本県初逮捕について、資料に基づき報告があった。

委員から、「大麻乱用は心身に悪影響を及ぼすものであり、今後取締りを強化していただきたい。」旨の発言があった。

5 その他

(1) 闇バイト応募トラブル仮想体験ツールを活用した非行防止教室の実施について

生活安全部長から、「新潟市内の高校において、新たな取組として闇バイト応募トラブル仮想体験ツールを活用した非行防止教室を実施する。詐欺・闇バイトの仮想体験ができる内容となっており、今後は非行防止教室の他にも幅広く県民への広報に活用してまいりたい。」旨の報告があった。

委員から、「仮想体験ツール等を活用し、県民が各自で詐欺被害に遭わないよう防止対策を講じる必要がある。そのため継続して広報する必要があると思う。」旨の発言があった。

(2) 阿賀野警察署及び秋葉警察署協議会陪席結果について

委員から、「6月24日、阿賀野警察署協議会、6月26日、秋葉警察署協議会に陪席したので報告する。阿賀野警察署協議会では、新たに水原バイパスが全線開通して管内の交通事情に大きな変化があったことが話題に上がった。新バイパスの交差点における信号機の設置要望、バイパスの渋滞問題、旧来からの道路の危険箇所や自転車の交通ルールなど、交通関係の質問・意見が多く出され協議会委員の交通関係問題への関心の高さがうかがえた。車両が通行するのに危険な交差点やカーブミラーの設置要望など地域住民の目線で具体的な場所

を挙げて警察に対応を求めるなど、地域の代表として活発に発言されるなど非常に有意義な会議であった。協議会は、委員から意見をいただくことで課題が明らかとなり、それを共有することで警察が対策を講じることができ、些細な意見であっても対策を取れば大きな事故を防ぐことにつながる。これからも気付いた点があれば協議会の場だけではなく、警察署や交番等に御意見いただきたいとお願いした。秋葉警察署協議会は、委員の半数が新任という構成であった。協議会委員から出された意見は自転車のヘルメットの着用、商店街における駐車取締り、自転車の鍵掛け等幅広い内容であり、地域住民の意見を代弁しているとの印象を受けた。国際電話の利用休止手続に関する広報について、広報チラシを配布したいという協議会委員の意見に対し警察側からは申込書は配布できない旨の回答があり、両者の意見がかみあっていない場面も見られた。協議会委員は地域住民の代表でもあり、また、様々な組織の代表として協議会に出席していると思うので、話しを聞いてもらったという実感を伴う対応をしていただきたい。そうすることで今後周囲に警察のことを伝える時の印象も変わってくると思う。しかしながら、新任の委員だからこその意見が出たのは、警察の協議会委員への事前アンケートを行うという配慮によるものであり、両者とも意見を聞こうとしていることがうかがえる会議であった。」旨の報告があった。

委員から、「協議会委員から出た意見について、警察は次回協議会開催時にきちんと説明をして対応する必要がある。今後も適切な対応をお願いしたい。」旨の発言があった。

本部長から、「国際電話利用休止手続の申込書は、警察官が付き添って記載する必要があり申込書の配布はできないが、広報用のチラシは配布できると思われる。次回の秋葉警察署協議会において警察から説明できるよう適切に対応したい。」旨の発言があった。

生活安全部長から、「国際電話利用休止手続については、警察において普及促進を図る必要があることから、警察本部と警察署とで連携して適切に対応してまいりたい。」旨の発言があった。

(3) 第27回参議院議員通常選挙について

本部長から、「参議院議員通常選挙が間もなく公示されることから、厳正公平な違反取締り等について、気を引き締めて取り組んでまいりたい。」旨の発言があった。